（準用）

**第三十九条**　第四条から第十六条までの規定は、情報処理技術者試験について準用する。この場合において、これら規定中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と、第五条中「法第十一条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第一項」と、第六条中「法第十一条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第二項」と、第七条中「様式第一」とあるのは「様式第十」と、第八条中「様式第二」とあるのは「様式第十一」と、第十条中「様式第三」とあるのは「様式第十二」と、「様式第四」とあるのは「様式第十三」と、第十一条中「法第十二条第三項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第三項」と、第十二条中「法第十二条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第二項」と、第十三条中「様式第五」とあるのは「様式第十四」と、第十四条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

**第四十条～第四十一条**　［略］

**様式第７**（第19条関係）

情報処理安全確保支援士登録証

氏名

年　月　日生

登　録　番　号
登 録 年 月 日
試験合格年月日
情報処理の促進に関する法律第15条の規定により登録したことを証する
年　月　日

経済産業大臣

印

独立行政法人情報処理推進機構

備考　情報処理安全確保支援士試験に合格した者と同等以上の能力を有すると認められる者で、情報処理の促進に関する法律施行規則第１条各号に定める者については、「試験合格年月日」とあるのは「資格取得年月日」と読み替えるものとする。

**様式第10**（第39条関係）　削除

（準用）

**第四十一条**　第四条から第十六条までの規定は、情報処理技術者試験について準用する。この場合において、これら規定中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と、第五条中「法第十一条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第一項」と、第六条中「法第十一条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第二項」と、第七条中「様式第一」とあるのは「様式第十一」と、第八条中「様式第二」とあるのは「様式第十二」と、第十条中「様式第三」とあるのは「様式第十三」と、「様式第四」とあるのは「様式第十四」と、第十一条中「法第十二条第三項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第三項」と、第十二条中「法第十二条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第二項」と、第十三条中「様式第五」とあるのは「様式第十五」と、第十四条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

**第四十二条～第四十三条**　［略］

**様式第７**（第19条関係）

情報処理安全確保支援士登録証

氏名

年　月　日生

登　録　番　号
登 録 年 月 日
試験合格年月日
情報処理の促進に関する法律第15条の規定により登録したことを証する
年　月　日

経済産業大臣

印

独立行政法人情報処理推進機構

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**様式第10**（第39条関係）

| 受理年月日 | |
|---|---|
| 認定年月日 | |

収入印紙
（収入印紙は消印しないこと）

基 本 情 報 技 術 者 試 験
免除対象科目履修講座認定申請書

経済産業大臣

殿

独立行政法人情報処理推進機構

年　月　日

認定申請者名（法人にあっては名称及び代表者名）
認定申請者住所
連絡先（電話番号、担当者名）